

奈良県有機農業推進計画

平成21年 3月18日制定
平成27年 3月20日改訂
奈 良 県

「有機農業の推進に関する法律(平成18年12月法律第112号)」並びに「有機農業の推進に関する基本的な方針(平成19年4月27日)(以下、基本方針)」に基づき、有機農業の推進に関する施策の基本となる「奈良県有機農業推進計画(以下、推進計画)」を平成21年3月18日に策定し、その具現化を図るために有機農業の推進に関する施策を講じてきた。その後、国の基本方針が平成26年4月25日に改訂され、近年の情勢の変化を踏まえた推進計画の改訂が必要となった。そこで、平成26年度に実施した有機農業実態調査の結果を踏まえ、推進計画を改訂する。

1. 本県における有機農業の現状

(1) これまでの状況

本県における有機農業は、その栽培技術の開発・普及、販路開拓を主として農業者自らが行っており、試験研究や普及指導の対象も限定的であった。

そこで、有機野菜等を県のチャレンジ品目に位置づけて、有機農業の取り組み拡大に向けた積極的な推進を行ってきた。近年、本県における有機農業の取り組みは増加傾向を示し、有機農業により生産される農産物に対する需要や、新たに有機農業に取り組もうとする者の数も増大しつつある(表1)。

表1 奈良県における有機農業への取組の推移 (各年度実態調査より)

	H20年度	H26年度
有機取組面積(ha) ※耕地面積	44	99
有機農業者数(人) ※団体は会員数	119	371

また、有機栽培を行う農業生産法人において、県の委託を受け有機農業などの実践技術習得を目的とした農業の公共職業訓練を実施するなど、生産者段階の積極的な取組も行われている。

(2) 関連施策の推進状況

本県では、消費者の安全・安心志向及び環境保全意識が高まる中、農業生産における環境負荷低減と農業の持つ資源循環機能の維持増進を図るため、エコファーマーの認定促進や環境保全型農業直接支援対策等を行うとともに、環境保全型農業推進講演会の開催を通して環境保全型農業を推進している。また県独自の施策として、生産安定のために新規技術への取組や有機JAS認証をすすめる有機野菜等振興事業(H21~H25)を実施するとともに、平成23年度より奈良県の環境にやさしい農業シンボルマーク(以下、シンボルマーク)の運用を開始し、その啓発に取り組んでいる。

(3) 有機農業実態調査の結果

平成26年度に実施した有機農業実態調査では、県内の消費者、流通業者及び有機農業生産者を対象としたアンケート調査を実施した。その結果、以下の点が明らかとなった。

①消費者 ～価格が高い、入手方法が不明～

有機農産物を購入、もしくは今後購入を検討したいと回答した消費者は8割を超え、有機農産物に対するニーズは高かった。しかし、実際には高価格を理由に購入を控える消費者が6割以上、入手方法が不明と回答した消費者が2割以上あり、これらが消費を抑制する主な要因と考えられた。

②流通業者 ～質・量が揃わず扱いにくい～

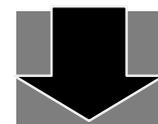
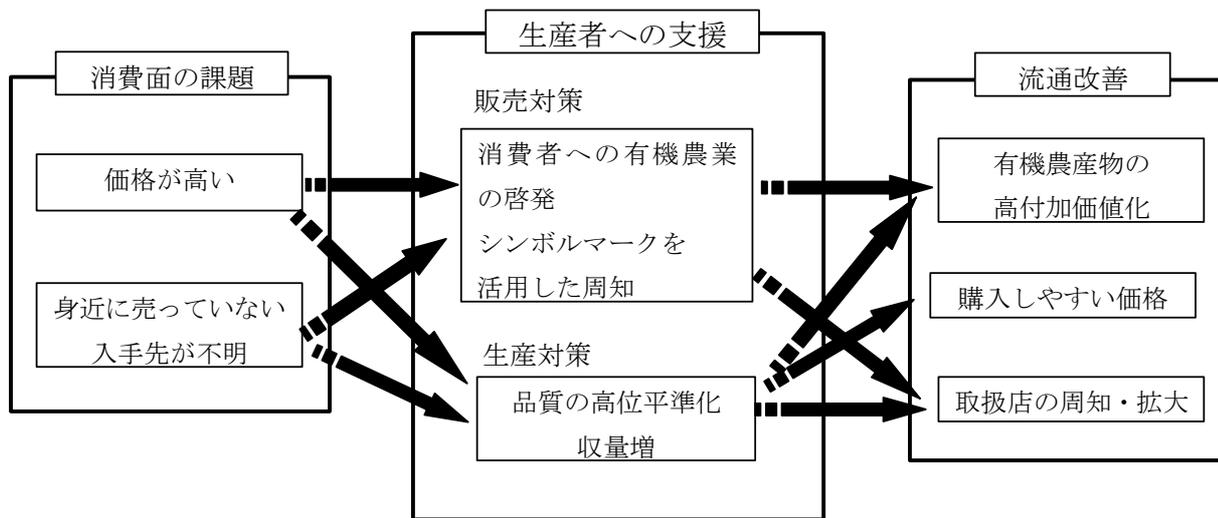
有機農産物を取り扱う流通業者はあるが、その取扱量は少なく、今後取扱量を拡大すると回答した流通業者はなかった。取扱量が少ない理由としては、品質がばらつくことと、個別農家が多く入荷量が少なく、安定しないという回答が見られた。

③生産者 ～栽培技術と情報発信の支援を～

有機農業者の多くは生産拡大や出荷のとりまとめに意欲的であり、行政に対する要望としては、栽培技術の面での支援や有機農業者間での情報交流、並びに販売のPRや情報発信の支援が多かった。

2. 本県における有機農業施策の方針

先の有機農業実態調査結果を踏まえ、以下のように施策を展開する。消費面の課題を踏まえて、販売対策と生産対策を両輪とした生産振興を図ることで流通を改善し、有機農産物の流通量および有機農業の取組面積を拡大することを目標とする。



有機農産物の流通量拡大
有機農業の取組面積拡大

(1) 販売対策の取組

消費者の多くは有機農産物を「高い」と感じている。しかし、有機農産物は収量が少なく生産コストが高いため、高価格でないと有機農家の経営は成り立たず、価格は必然的に慣行栽培のものよりも高くなる。有機農業の有する環境保全に対する公的価値、また栽培の困難さについて消費者に理解を求め、高付加価値・高価格商品であることを周知・啓発する取組が必要である。

また、入手方法が不明である、すなわち「身近なスーパー等で売っておらず、どこで売っているか分からない」との指摘に対しては、流通量や取扱店を拡大するとともに、取扱店の周知や売り場で見つけやすくするため、シンボルマークの認定・活用を増加させ、表示を広げていく。また、消費者に対する積極的なPRに取り組み、安全・安心な農産物の証として消費者、流通業者に広く認知されるマークとし、有機農産物が「買いたい農産物」であると同時に、見つけやすく、「買いやすい農産物」になることを目指す。

(2) 生産対策の取組

有機農産物は慣行栽培による農産物と比較して高価格であり、その理解を求めていく必要があるが、一方、消費を拡大するためには、購入しやすい程度まで価格の低下を目指した取り組みもあわせて必要である。

有機農産物の価格低下をはかるためには、収量を増加させるための生産技術改善の取り組みが必要である。また、流通量や取扱店を拡大するためには、有機農産物品質の高位平準化への取り組みも必要である。

有機農業はほ場ごとの立地条件の影響が大きい農法であり、普遍的な栽培技術の確立が困難であることから、生産者は個別に独特の栽培技術を持っている。これまで個々の取組として発展してきたこれら栽培技術について、一定の成果をあげている農業者の協力を仰ぎながら情報共有を行い、全体の栽培技術、有機農産物の品質向上につなげていく取組を行う。これら活動を通じて情報収集ならびに県普及指導員の資質向上をはかり、新規取組者への技術指導および支援にもつなげていく。

3. 本県における具体的な推進事項

(1) 有機農業のPRと消費者の理解の促進

有機農産物の高付加価値化を図るには、消費者の有機農業を含む環境保全型農業に対する理解の増進が重要であることから、パンフレット、チラシ、ポスター、インターネット、デジタルサイネージ、その他各種媒体を活用した情報発信を行うとともに、消費者交流会を開催し、消費者の理解促進を図る。

(2) シンボルマークの認証制度運用とPR

消費者・実需者のニーズに応え、有機農業により生産される農産物の流通販売及び利用の拡大が図られるよう、シンボルマーク認証制度の安定的な運用を図るとともに、安全・安心・高品質な農産物の証としてPR活動を行い、認証数拡大と消費者・流通業者の認知向上を目指す。

(3) 有機農業の取組拡大支援

有機農業者および有機農業指向者を対象とした有機JAS制度に関する研修会を開催し、

有機農業の取組面積の拡大、シンボルマークの認証に合致する経営の拡大を図るとともに、環境保全型農業直接支援対策によりその定着を図る。また、有機農業指向者の裾野を広げるため、エコファーマーの認定促進、技術のステップアップを図っていく。

(4) 有機農産物の収量増加と品質の高位平準化

栽培技術の高い生産者のもとで技術研修や有機農業者間の情報交換の場を設置し、収量増と品質の高位平準化を目指した各種取り組みを行う。また、奈良県の気象や土壌、病害虫の種類など地域特性を踏まえ、新規取組者が参考に出来る技術資料を作成する。これら活動支援、地域の先進的な有機農業者との連携を通じて普及指導活動を強化する。

(5) その他

その他、有機農産物の振興を巡る情勢の変化に応じて、必要な取り組みを実施する。

4. 推進体制の整備

(1) 国との連携

国との連携を密にし、国の各種調査結果や独立行政法人の試験研究成果、また必要に応じて国の行う事業等を活用し、効率的な有機農業の推進を図る。

(2) 関係部局との連携

行政、研究、普及組織の連携を密にし、また、食育・地産地消・都市農村交流・流通販売等に関わる関係部局との連携を図り、一体的な推進に努める。

(3) 市町村、民間団体等との連携

市町村、民間団体等の関係機関や関連団体と協力・連携して有機農業の推進を図る。また、必要に応じて有機農業を目指す者が身近に相談することのできる窓口の設置を働きかけ、現場に直結した相談体制の構築に努める。

5. その他有機農業の推進に必要な事項

(1) 調査の実施

有機農業の推進に必要な施策を検討するために、生産、流通及び販売状況の把握や消費者ニーズの把握等、必要に応じて調査を実施する。

(2) 意見の反映

推進にあたっては、県環境保全型農業推進協議会や各種意見集約の場を活用し、有機農業者その他の関係者及び消費者の意見を聴取し、その意見の反映に努める。

(3) 情報の受発信

有機農業者に対して、有機農業の取り組みに関わる必要な技術情報、支援施策及び消費者や実需者の情報の受発信を行う。

(4) 有機農業により生産される農産物の認証推進

有機農業により生産される農産物について、JAS法に基づく有機農産物の日本農林規格の認証等を推進するとともに、認証を希望する生産者に対して、助言指導など必要

な支援措置を講じる。

6. 推進計画の見直し

この推進計画については、おおむね5年間を対象として定めるものとするが、有機農業を含めた農業を取り巻く情勢の大きな変化や、施策の推進状況等によって本計画の見直しが必要となった場合は、適時適切に検討することとする。